

受信通知

送信されたデータを受け付けました。

なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

申告等内容

提出先	富岡税務署
利用者識別番号	2524072831930028
氏名又は名称	一般社団法人 メノキ
代表者等氏名	三輪 三千代
受付番号	20231226191534108114
受付日時	2023/12/26 19:15:34
種目	法人税及び地方法人税申告書
事業年度 自	令和04年11月01日
事業年度 至	令和05年10月31日
税目	法人税
申告の種類	確定
所得金額又は欠損金額	-128,220円
この申告による還付金額	43円
欠損金又は災害損失金等の当期控除額	0円
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	155,530円
税目	地方法人税
申告の種類	確定
課税標準法人税額	—
差引確定地方法人税額	—
還付申告について	還付申告の処理は、提出が必要な添付書類が税務署に到着してからとなります。別途提出が必要な場合は、添付書類に送付書を添えて早めに提出願います。

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

添付書類 (PDF) 送信

当申告・申請に必要な添付書類をイメージデータにより送信することができます。

電子データの追加送信

当申告に必要な別表等を追加で送信することができます。

電子申請等証明書交付請求

申請等データの提出先税務署長に対して「電子申請等証明書」の交付を請求することができます。
交付日付は申告データを提出した日付となります。

なお、「送信された申請等データの内容」ボタンからは、
申告等内容の「ダウンロード (XML形式)」ボタンと同じファイルがダウンロードできます。

申告受付完了通知

		発信日時	2023/12/26 19:15:37																		
発行元名	群馬県高崎行政県税事務所																				
所属名	事業税係																				
電話番号	027-322-6297																				
氏名又は名称	一般社団法人 メノキ																				
メッセージ本文	<p>送信された申告データを受付けました。 後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただく場合がありますので、ご了承ください。 また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。 (MUD002I)</p> <table> <tr> <td>法人事業税</td> <td>所得金額総額</td> <td>-128,220円</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>申告納付税額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>特別法人事業税</td> <td>申告納付税額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税 (法人税割)</td> <td>課税標準総額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税 (法人税割)</td> <td>申告納付税額</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>法人県民税 (均等割)</td> <td>申告納付税額</td> <td>21,400円</td> </tr> </table>			法人事業税	所得金額総額	-128,220円	法人事業税	申告納付税額	0円	特別法人事業税	申告納付税額	0円	法人県民税 (法人税割)	課税標準総額	0円	法人県民税 (法人税割)	申告納付税額	0円	法人県民税 (均等割)	申告納付税額	21,400円
法人事業税	所得金額総額	-128,220円																			
法人事業税	申告納付税額	0円																			
特別法人事業税	申告納付税額	0円																			
法人県民税 (法人税割)	課税標準総額	0円																			
法人県民税 (法人税割)	申告納付税額	0円																			
法人県民税 (均等割)	申告納付税額	21,400円																			
受付日時	2023/12/26 19:15:37																				
取扱日	2023/12/26																				
受付番号	R1-2023-20847718																				
手続き名	法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税 確定申告																				
年度・期別等	R04/11/01 ~ R05/10/31																				
提出先	群馬県高崎行政県税事務所長																				
ファイル名称	sendData_0003.xml																				

申告受付完了通知

発信日時

2023/12/26 19:15:37

発行元名	下仁田町
所属名	下仁田町住民税務課
電話番号	0274-82-2111

氏名又は名称	一般社団法人 メノキ
メッセージ本文	送信された申告データを受付けました。 後日、発行元の担当者から、申告内容についての確認をさせていただきます場合がありますので、ご了承ください。 また、本通知に添付された受付済みの申告書に、個人番号が含まれている場合は、削除しております。 (MUD002I) 法人市民税 (法人税割) 課税標準総額 0円 法人市民税 (法人税割) 申告納付税額 0円 法人市民税 (均等割) 申告納付税額 50,000円
受付日時	2023/12/26 19:15:36
届日	2023/12/26
受付番号	R1-2023-20847717
手続き名	法人市町村民税 確定申告
年度・期別等	R04/11/01 ~ R05/10/31
提出先	下仁田町長
ファイル名称	sendData_0002.xml

 令和 5年 12月 31日 富岡 税務署長殿		所管 業種 課税 要否 別表等	青色申告 一連番号
納税地 群馬県甘楽郡下仁田町大字東野牧2635番地1 電話() -	通算グループ 整理番号 通算親法人 整理番号	税務 署 理 処 理 欄	整理番号 事業年度 (至)
(フリガナ) イッパンシャダンハウジン メノキ 法人名 一般社団法人 メノキ	法人区分 事業種目 書籍、印刷物の企画、製作、管理	期未現在の資本金の 額又は出資金の額 円	売上金額 申告年月日
法人番号	同非区分 旧納税地及び 旧法人名等	同族会社 同族会社 非同族会社	通信日付印 確認 庁指定 局指定 指導等 区分
(フリガナ) ミワ ミチヨ 代表者 三輪 三千代	添付書類 貸借対照表、損益計算書、株主(株)資本等変動計算書又は損益処分表、勘定簿(簿記)等 又は、組織再編成に係る移転資産等の引継書	法人税 申請 明瞭 修正 地方 法人税 申請 明瞭 修正	申告区分
代表者住所			

令和 04 年 11 月 01 日 事業年度分の法人税 確定 申告書
 令和 05 年 10 月 31 日 (中間申告の場合) 課税事業年度分の地方法人税 確定 申告書
 (の計算期間 令和 年 月 日)

適用額明細書提出の有無	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
税理士法第30条の書面提出有	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
税理士法第33条の2の書面提出有	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

所得金額又は欠損金額 (別表四「52」の①)	1	十億	百万	千	円	控除	所得税の額 (別表六(一)「6」の③)	16	十億	百万	千	円
法人税額 (48)+(49)+(50)	2				0	税	外国税額 (別表六(二)「23」)	17				
法人税額の特別控除額 (別表六(六)「5」)	3					額	計 (16)+(17)	18				43
税額控除超過額相当額の加算額	4					の	控除した金額 (12)	19				
課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」)+(別表三(二)の①「25」)+(別表三(二)「26」)	5				000	計	控除しきれなかった金額 (18)-(19)	20				43
同上に対する税額	6					算	所得税額等の還付金額 (20)	21				43
課税留保金額 (別表三(一)「4」)	7				000	この	中間納付額 (14)-(13)	22				
同上に対する税額 (別表三(一)「8」)	8					申告	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23				
法人税額計 (2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9				00	による	計 (21)+(22)+(23)	24				43
仮税額調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の①「7」)+(別表十七(三)の「9」)	10					還	この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 (57)	25				00
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11					付	欠損金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計)+(別表七(三)「9」若しくは「21」又は別表七(四)「10」)	26				0
控除税額 ((9)-(10)-(11))と(18)のうち大きい金額	12					金	翌期へ繰り越す欠損金額 (別表七(一)「5」の合計)	27				155530
差引所得に対する法人税額 (9)-(10)-(11)-(12)	13				00	額	この申告による還付金額	41				
中間申告分の法人税額	14				00	この	中間納付額 (39)-(38)	42				
引確定(中間申告の場合はその法人税額としてマイナス(13)-(14)の場合は(22)へ記入)	15				00	申告	計 (41)+(42)	43				
課税標準所得の金額に対する法人税額 ((2)-(3)+(4)+(6)+(8)の計)	28				0	による	この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額 (61)	44				00
課税標準所得の金額に対する法人税額 (8)	29					還	剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額					
課税標準法人税額 (28)+(29)	30				000	付	残余財産の最後の分配又は引渡しの日					051220
地方法人税額 (53)	31				0	金	還する金 銀行 本店・支店 郵便局名等					
税額控除超過額相当額の加算額 (別表六(二)付表六「14」の計)	32					額	金庫・組合 出張所 預金					
課税留保金額に係る地方法人税額 (54)	33				0	を	農協・漁協 本所・支所					
所得地方法人税額 (31)+(32)+(33)	34				0	受	口座 ちゆうちゆう銀行の					10470-34898421
仮税額調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 (別表六(五)の①「7」+(別表十七(三)の「9」)+(別表十七(三)の「10」)	35					け	番号 貯金記号番号					
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	36					よ	※税務署処理欄					
外国税額の控除額 ((34)-(35)-(36))と(65)のうち大きい金額	37					う						
差引地方法人税額 (34)-(35)-(36)-(37)	38				00	と						
中間申告分の地方法人税額	39				00							
引確定(中間申告の場合はその地方法人税額としてマイナス(38)-(39)の場合は(42)へ記入)	40				00							

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxによる通知を希望します。(加算税 還付金振込)

税理士名	清水 耕児
------	-------

別表一 各事業年度の所得に係る申告書(内国法人の分)：合五・四・一以後終了事業年度等分

事業 年度等	令 4.11. 1 令 5.10.31	法人名	一般社団法人 メノキ
-----------	------------------------	-----	------------

法人税額の計算										
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額又は(別表一付表「5」)	45	000	(45)の15%又は 19% 相当額	48	0					
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 × $\frac{12}{12}$	46	000	(46)の22%相当額	49						
その他の所得金額 (1) - (45) - (46)	47	000	(47)の 19% 又は23.2%相当額	50	0					
地方法人税額の計算										
所得の金額に対する法人税額 (28)	51	000	(51)の10.3%相当額	53	0					
課税留保金額に対する法人税額 (29)	52	000	(52)の10.3%相当額	54						
この申告が修正申告である場合の計算										
法人税額の計算	この申告前の	法人税額	55		地方 方法 人 税 額 の 計 算	この申告前の	確定地方法人税額	58		
		還付金額	56	外			還付金額	59		
		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)-(55))若しくは((15)+(56)) 又は((56)-(24))	57	外			00	この申告により納付すべき 地方法人税額 ((40)-(58))若しくは((40)+(59)+(60)) 又は((59)-(43))+((60)-(43)の外書))	61	00
		欠損金の繰戻しによる 還付金額	60							
土地譲渡税額の内訳										
土地譲渡税額 (別表三(二)「25」)	62	0		土地 譲 渡 税 額 (別表三(三)「21」)	64	00				
同 (別表三(二)「26」)	63	0								
地方法人税額に係る外国税額の控除額の計算										
外国税額 (別表六(二)「56」)	65			控除しきれなかった金額 (65) - (66)	67					
控除した金額 (37)	66									

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度	令 4.11. 1 令 5.10.31	法人名	一般社団法人 メノキ
------	------------------------	-----	------------

別表四(簡易様式)

令五・四・一以後終了事業年度分

区分	総額	処 分		
		留 保	社 外 流 出	
	①	②	③	
当期利益又は当期欠損の額	1 円 △199,623	円 △199,623	配 当 其 他	
加	損金経理をした法人税及び地方税法人税(附帯税を除く。)	2		
	損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
	損金経理をした納税充当金	4 71,400	71,400	
	損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		其 他
	減価償却の償却超過額	6		
	役員給与の損金不算入額	7		其 他
	交際費等の損金不算入額	8		其 他
	通算法人に係る加算額(別表四付表「5」)	9		外※
		10		
	小 計	11 71,400	71,400	外※ 0
	減	減価償却超過額の当期認容額	12	
納税充当金から支出した事業税等の金額		13		
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「5」)		14 40		※ 40
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「26」)		15		※
受贈益の益金不算入額		16		※
適格現物分配に係る益金不算入額		17		※
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額		18		
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等		19		※
通算法人に係る減算額(別表四付表「10」)		20		※
		21		
小 計		22 40	0	外※ 40 0
仮 計 (1)+(11)-(22)	23 △128,263	△128,223	外※ △40 0	
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二の二)「29」又は「34」)	24		其 他	
超過利子額の損金算入額(別表十七(二の三)「10」)	25 △		※ △	
仮 計 (23)から(25)までの計	26 △128,263	△128,223	外※ △40 0	
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27		其 他	
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の③)	29 43		其 他 43	
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二の二)「7」)	30		其 他	
分配調整外留税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額相当額(別表六(五の二)「5」の②)+(別表十七(三の六)「1」)	31		其 他	
合 計 (26)+(27)+(29)+(30)+(31)	34 △128,220	△128,223	外※ △40 43	
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		※	
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		※	
差 引 計 (34)+(37)+(38)	39 △128,220	△128,223	外※ △40 43	
更生欠損金又は民事再生等手続開始が行われる場合の再生等大損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40 △		※ △	
通算対象大損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七(二)「5」又は「11」)	41		※	
差 引 計 (39)+(40)±(41)	43 △128,220	△128,223	外※ △40 43	
欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4」の計)+(別表七(四)「10」)	44 △		※ △	
総 計 (43)+(44)	45 △128,220	△128,223	外※ △40 43	
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51 △	△		
所得金額又は欠損金額	52 △128,220	△128,223	外※ △40 43	

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	令 4.11. 1 令 5.10.31	法人名	一般社団法人 メノキ
------	------------------------	-----	------------

別表五(一)

令五・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③ ④				
		減	増					
		①	②		③	④		
利 益 準 備 金	1	円	円	円	円			
別 途 積 立 金	2							
	3							
	4							
	5							
	6							
	7							
	8							
	9							
	10							
	11							
	12							
	13							
	14							
	15							
	16							
	17							
	18							
	19							
	20							
	21							
未 収 還 付 法 人 税	22							
未 収 還 付 道 府 県 民 税	23							
未 収 還 付 市 町 村 民 税	24							
繰 越 損 益 金 (損 は 赤)	25	△92,710	△92,710	△292,333	△292,333			
納 税 充 当 金	26	65,400	65,400	71,400	71,400			
未 退 納 法 人 税 等 に 対 し て 未 納 法 人 税 及 び 未 納 地 方 法 人 税 (附 帯 税 を 除 く 。) 未 払 通 算 税 効 果 額 (附 帯 税 の 額 に 係 る 部 分 の 金 額 を 除 く 。) 未 納 道 府 県 民 税 (均 等 割 額 を 含 む 。) 未 納 市 町 村 民 税 (均 等 割 額 を 含 む 。)	27	△	△	中間 確定	△			
	28			中間 確定				
	29	△	19,600	△	19,600	中間 確定	△	21,400
	30	△	45,800	△	45,800	中間 確定	△	50,000
差 引 合 計 額	31	△92,710	△92,710	△292,333	△292,333			

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③ ④	
		減	増		
		①	②		③
資 本 金 又 は 出 資 金	32	円	円	円	円
資 本 準 備 金	33				
	34				
	35				
差 引 合 計 額	36	0	0	0	0

電子申告用
租税公課の納付状況等に関する明細書

事業年度 令 4.11.1
令 5.10.31
法人名 一般社団法人 メノキ

別表五(二)
令五・四・一以後終了事業年度分

税目及び事業年度	期末 ①	首納 ②	現 在 額	当期発生税額	当期中の納付税額			期末 ⑥
					充 ③	取 崩 ④	額 ⑤	
法人税及び地方人税	1		円		円	円	円	円
2								
当期分 中 間 3				円				
確 定 4								
計 5	0	0		0	0	0	0	0
道府県民税	6	19,600			19,600			0
7								
当期分 中 間 8								
確 定 9				21,400				21,400
計 10	19,600	21,400		19,600	0	0	0	21,400
市町村民税	11	45,800			45,800			0
12								
当期分 中 間 13								
確 定 14				50,000				50,000
計 15	45,800	50,000		45,800	0	0	0	50,000
事業人税及び特別	16							
17								
当期中間分 18								
計 19	0	0		0	0	0	0	0
その他	20							
損金算入のもの	21							
延滞金(延納に係るもの)	22			600			600	0
印紙代	23							
損金不算入のもの	24							
加算税及び加算金	25							
延滞税	26							
延滞金(延納分を除く。)	27							
過怠税	28			43			43	0
源泉所得税	29							

納税充当金の計算		の計算	
期首納税充当金	30	65,400	円
繰入額	31	71,400	
	32		
	33	71,400	
取崩額	34	65,400	
	35		
	36		
	37		
	38		
	39		
	40	65,400	
	41	71,400	

通算法人の通算税効果額の発生状況等の明細						
事業年度	期末 ①	首決 ②	現 在 額	当期中の決済額		期末 ⑤
				支 ③	取 ④	
42			円	円	円	円
43						
当期分 44				中間		
				確定		
計 45						

③ 所得税額の控除に関する明細書

事業年度	令 4.11. 1 令 5.10.31	法人名	一般社団法人 メノキ
------	------------------------	-----	------------

別表六(一)

令五・四・一 以後終了事業年度分

区 分	収 入 金 額		①について課される所得税額	②のうち控除を受ける所得税額
	①	②	③	④
公社債及び預貯金の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）の収益の分配並びに特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係る剰余金の配当	1	円 29	円 3	円 3
剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）	2	200	40	40
集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配	3			
割引債の償還差益	4			
その他	5			
計	6	229	43	43

剰余金の配当（特定公社債等運用投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権に係るものを除く。）、利益の配当、剰余金の分配及び金銭の分配（みなし配当等を除く。）、集団投資信託（合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託（特定公社債等運用投資信託を除く。）を除く。）の収益の分配又は割引債の償還差益に係る控除を受ける所得税額の計算

個別法による場合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配 当 等 の 計 算 期 間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 (10)/(9) (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける所得税額 (8) × (11)
		7	8	9	10	11	12
	しのめ信用金庫	円 200	円 40	月 12	月 12	1.000	円 40

銘柄別簡便法による場合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	配 当 等 の 計 算 期 末 の 所 有 元 本 数 等	配 当 等 の 計 算 期 首 の 所 有 元 本 数 等	$\frac{(15)-(16)}{2}$ 又は $\frac{(15)-(16)}{12}$ (マイナスの場合は0)	所有元本割合 $\frac{(16)+(17)}{(15)}$ (小数点以下3位未満切上げ) (1を超える場合は1)	控除を受ける所得税額 (14) × (18)
		13	14	15	16	17	18	19
		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた日 年 月	収 入 金 額	控 除 を 受 け る 所 得 税 額	参 考
			20	21	
		・	円	円	
		・			
		・			
		・			
		・			
	計				

欠損金の損金算入等に関する明細書

事業年度	令 4.11. 1 令 5.10.31	法人名	一般社団法人 メノキ
------	------------------------	-----	------------

別表七(一)

令五・四・一以後終了事業年度分

控除前所得金額 (別表四「43の①」)		1	△128,220	円	損金算入限度額 (1) × $\frac{100}{100}$	2	△128,220	円
事業年度	区分	控除未済欠損金額		当期控除額 (当該事業年度の(3)と(2)－当該事業年度前の(4)の合計額のうち少ない金額)	翌期繰越額 (3)－(4)又は(別表七(四)「15」)			
		3	4	5				
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
令 3・11・15 令 4・10・31		青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	27,310				27,310	円
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
・	・	青色欠損・連結みなし欠損・災害損失						
計			27,310				27,310	
当期分	欠損金額 (別表四「52の①」)		128,220	欠損金の繰戻し額				
	同上のうち	青色欠損金額	128,220					128,220
		災害損失欠損金額	(16の③)					
合計								155,530
災害により生じた損失の額がある場合の繰越控除の対象となる欠損金額等の計算								
災害の種類			災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日		・			
災害を受けた資産の別			棚卸資産 ①	固定資産 (固定資産に準ずる繰延資産を含む) ②	計 ①+② ③			
当期の欠損金額 (別表四「52の①」)			6					円
災に 害た に損 よ失 りの 生額	資産の滅失等により生じた損失の額		7					円
	被害資産の原状回復のための費用等に係る損失の額		8					
	被害の拡大又は発生の防止のための費用に係る損失の額		9					
	計 (7) + (8) + (9)		10					
保険金又は損害賠償金等の額			11					
差引災害により生じた損失の額 (10) - (11)			12					
同上のうち所得税額の還付又は欠損金の繰戻しの対象となる災害損失金額			13					
中間申告における災害損失欠損金の繰戻し額			14					
繰戻しの対象となる災害損失欠損金額 (6の③)と(13の③)－(14の③)のうち少ない金額			15					
繰越控除の対象となる欠損金額 (6の③)と(12の③)－(14の③)のうち少ない金額			16					

受取配当等の益金不算入に関する明細書

事業年度	令 4.11. 1 令 5.10.31	法人名	一般社団法人 メノキ
------	------------------------	-----	------------

別表八(一)

令五・四・一以後終了事業年度分

完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (9の計)		1	円	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (33の計)		4	円	200
関連法人株式等に係る受取配当等の額 (16の計)		2		受取配当等の益金不算入額 (1) + ((2) - (20の計)) + (3) × 50% + (4) × (20% 又は10%)		5		40
その他株式等に係る受取配当等の額 (26の計)		3						
受 取 配 当 等 の 額 の 明 細								
完全子法人株式等	法人名	6						計
	本店の所在地	7						
	受取配当等の額の計算期間	8	・	・	・	・	・	
	受取配当等の額	9	円	円	円	円	円	
関連法人株式等	法人名	10						計
	本店の所在地	11						
	受取配当等の額の計算期間	12	・	・	・	・	・	
	保有割合	13						
	受取配当等の額	14	円	円	円	円	円	
	同上のうち益金の額に算入される金額	15						
	益金不算入の対象となる金額 (14) - (15)	16						
	(34)が「不適用」の場合又は別表八(一)付表「13」が「非該当」の場合 (16) × 0.04	17						
	同上以外の場合 $\frac{(16)}{(16の計)}$	18						
	支払利子等の10%相当額 (((38) × 0.1) 又は (別表八(一)付表「14」) × (18))	19	円	円	円	円	円	
受取配当等の額から控除する支払利子等の額 (17) 又は (19)	20							
その他株式等	法人名	21						計
	本店の所在地	22						
	保有割合	23						
	受取配当等の額	24	円	円	円	円	円	
	同上のうち益金の額に算入される金額	25						
	益金不算入の対象となる金額 (24) - (25)	26						
非支配目的株式等	法人名又は銘柄	27	しのめ信用金庫					計
	本店の所在地	28						
	基準日	29	・	・	・	・		
	保有割合	30						
	受取配当等の額	31	円	円	円	円	円	
	同上のうち益金の額に算入される金額	32						
	益金不算入の対象となる金額 (31) - (32)	33	200				200	
支 払 利 子 等 の 額 の 明 細								
令第19条第2項の規定による支払利子控除額の計算							34	適用・不適用
当期に支払う利子等の額	35	円	超過利子額の損金算入額 (別表十七(二の三)「10」)		37	円		
国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、対象純支払利子等の損金不算入額又は恒久的施設に帰せられるべき資本に 対する負債の利子の損金不算入額 (別表十七(一)「35」と別表十七(二の二)「29」のうち多い金額)又は(別表十七(二の二)「34」と別表十七(二(二)「17」のうち多い金額)	36		支払利子等の額の合計額 (35) - (36) + (37)		38			

交際費等の損金算入に関する明細書

事業年度	令 4.11.1 令 5.10.31	法人名	一般社団法人 メノキ
------	-----------------------	-----	------------

別表十五

令五・四・一以後終了事業年度分

支出交際費等の額 (8の計)	1	円 279,695	損金算入限度額 (9)又は(3)	4	円 279,695
支出接待飲食費損金算入基準額 (9の計) × $\frac{50}{100}$	2				
中小法人等の定額控除限度額 (1)と $(800万円 \times \frac{12}{12})$ 又は(別表十垂付表「5」) のうち少ない金額)	3	円 279,695	損金不算入額 (1) - (4)	5	

支出交際費等の額の明細

科 目	支 出 額	交際費等の額から 控除される費用の額	差引交際費等の額	(8)のうち接待 飲食費の額
	6	7	8	9
交 際 費	円 279,695	円	円 279,695	円
計	円 279,695		円 279,695	

令和5年度

一般社団法人メノキ 事業報告書

本年度は、当法人は、美術を通して人々の表現しようとする意志を受け止め、発展させるとともに、読書バリアフリー法に則った活動に貢献し、違いを認め合う共存社会の実現に資することを目的として、以下の事業を行なった。

1. 『見えない人、見えにくい人、見える人、すべての人の一感じる彫刻展— 触る・聞く・嗅ぐ・話す・見る』後期[グループ展]・およびワークショップなどの関連事業

会期：2022年11月7日（月）～12月3日（土）

開館時間：9:30～17:00

休館日：祝日（勤労感謝の日）・日曜日

会場：株式会社ヤマト本社1階ギャラリーホール

「視覚障がい者と晴眼者のための共生芸術活動環境創造プロジェクト」実行委員会主催・株式会社ヤマト共催

《参加作家》

カナイサワコ／齋木三男／野村たかあき／林 耕史／丸尾康弘／三輪途道／群馬大学教育学部美術専攻彫刻研究室学生

《後期関連事業》

●11月5日（土）10:00～12:00

ワークショップ② 「見えない人、見えにくい人、見える人が一緒に鑑賞するには、どんな方法があるか考える」WS

●11月12日（土）13:30～15:00

いろいろ鑑賞会② 「見えない人、見えにくい人、見える人、誰でも参加できる」鑑賞会

■一般社団法人メノキ：<https://menoki.org> FAX：0274-84-2117

○11月19日（土）13:30～15:00 アーティストトーク 齋木三男＋三輪途道（＋メノキメンバー）

○11月26日（土）13:30～15:00 アーティストトーク カナイサワコ＋丸尾康弘（＋メノキメンバー）

○12月3日（土）13:30～15:00 アーティストトーク 林 耕史＋群馬大学教育学部美術専攻彫刻研究室学生（＋メノキメンバー）

2. 視覚障害者と晴眼者のための共生芸術環境創造プロジェクト実行委員会の開催

群馬県内の大学・企業・美術館・地域芸術祭・点字図書館などの組織と、視覚障害者と晴眼者のための共生芸術環境創造プロジェクト実行委員会を2021年から定期的で開催しており、インクルーシブな展覧会の企画やインクルーシブ関連の研究会などの企画を協議・立案・実行している。

参加団体：一般社団法人メノキ／群馬大学／群馬県立近代美術館／群馬県立館林美術館／アーツ前橋／富岡市立美術博物館・福沢一郎記念美術館／中之条ビエンナーレ／株式会社ヤマト／朝日印刷工業株式会社／株式会社ジンズ 協力／群馬県立点字図書館

開催年月日	会場	主な議題
2022-12-05	株式会社ヤマト 2F 会議室	株式会社ヤマトギャラリーでの「ミルコトミエナイコトサワルコト」展の報告・報告集作成について
2023-04-14	株式会社ヤマト 2F 会議室	文化庁採択「インクルーシブアートコーディネーター養成事業」、日本財団助成「中之条ビエンナーレ事業」、について
2023-08-02	株式会社ヤマト 2F 会議室	各事業の進捗について
2023-10-30	株式会社ヤマト 2F 会議室	各事業の進捗・結果報告について

3. 「インクルーシブアート学習会」と「インクルーシブアートコーディネーター研究会」の連携講座開催

文化庁の採択事業として、障害者、大学生、美術館学芸員、美術館ボランティア、美術や福祉に関心を持つ社会人などを対象に、対話型鑑賞の方法、鑑賞サポート、障害者のアート制作の現状などを群馬大学の教員や障害を持ちながらアートとつながっている人、作家として活動している人などが集中講義や公開講座などを通じて講義、また、受講終了者には履修証明書を発行し、専門資格としての「インクルーシブアートコーディネーター」の認定を目指す取り組みの第一段階として「インクルーシブアートコーディネーター研究会」が本年度からスタート。同研究会主催の講座と群馬大学が取り組む中之条ビエンナーレ公開講座／中之条芸術大学における「インクルーシブアート学習会」が連携した講座を学習会&研究会として全8回開催を企画、今年度内では、第6回までが開催された。

文化庁「障害者等による文化芸術活動推進事業」への申請主体は群馬大学として行い、事業の運営は、視覚障害者と晴眼者のための共生芸術環境創造プロジェクト実行委員会の協

力のもと、メノキが行なった。

① 6月17日 [土] 13:30~15:30

講師：竹丸草子氏（プロジェクトコーディネーター／アーツカウンシル東京）・インクルーシブアートを考えるレクチャー&ワークショップ・学び／遊びツールにおけるインクルーシブアートの可能性

会場：群馬大学荒牧キャンパス6号館C-105号室

② 6月30日 [金] 13:30~15:30

講師：三輪途道氏（一般社団法人メノキ代表・全盲の彫刻家）・見えなくなって見えてきたこと

会場：群馬県社会福祉総合センター202会議室

③ 7月15日 [土] 13:30~15:30

講師：青山由貴枝氏（長野県立美術館学芸専門員）・アート×インクルーシブ”ひらくツール”開発からみえたこと

会場：群馬大学荒牧キャンパス6号館C-105号室

④ 7月27日 [木] 13:30~15:30

講師：阿部央美氏（全盲の美術愛好家）

・視覚障害者が美術鑑賞に求めていること

場所：群馬県社会福祉総合センター202会議室

⑤ 9月23日 [土] 13:30~15:30

講師：カナイサワコ氏・斎木三男氏・林耕史氏・三輪途道氏・郡司明子氏・市川寛也氏(中之条ビエンナーレ「モノオトアソブ」出展アーティスト+中之条芸術大学)

テーマ：「共生感覚あそび開発」について語り合う

場所：中之条町伊参交流館

⑥ 10月23日 [月] 13:30~15:30

講師：多胡宏氏(元群馬県立盲学校校長・版画家)

テーマ：障害者とアート活動ー寝たきりの人も車椅子の人も

場所：群馬大学荒牧キャンパス6号館C-105号室

4. まゆだまネットフェスタに参加

時期：2023年8月11日

場所：群馬県立点字図書館

参加者：30名（視覚障害者・家族・一般来館者）

内容：演奏会用の鈴や簡単な打楽器等の制作・参加型演奏会

5. 第9回国際現代芸術祭「中之条ビエンナーレ」に参加

- (1) 時期：2023年9月9日～10月9日
- (2) 場所：群馬県吾妻郡中之条町町内
- (3) 参加者：10名
- (4) 内容：ビエンナーレ会場に作品展示

中之条ビエンナーレは今回第9回となり、知名度も年々高まっていたが、今年はコロナ禍の収束も相まって、総来場者数（総会場延べ）も48万人と過去最大となった。そして、メノキでのチラシの郵送や、群馬県立点字図書館の協力で、群馬県内の視覚障害者へチラシや音声CDの配布や、SNSなどでの発信もあり、多くの視覚障害者の参加も得られた。（概算50-60名）

また、我々の取り組みについて、地元紙をはじめ、NHK前橋局などに取り上げていただいたこともあり、当初の見込みを遥かに上回る来場者を得た。

また、展示に加え、元盲学校校長で美術教師の多胡宏氏の協力もあり、晴眼者に、視覚障害者の美術教育についての意味や、どのように世界を認識しているのかの解説などを、動画や、多胡氏本人やボランティアスタッフが直接会場で説明することで、視覚障害者と晴眼者が交流することの意味や、ネットワークづくりの重要性を多くの方に周知することができた。

中之条ビエンナーレでの展示に向け、中之条ビエンナーレ実行委員会と展示会場の選定や、入場のシステムについて、5月より協議。町民プロジェクトの枠で、障害芸術の展示をしてきた伊参公民館の2部屋を会場にし、一部屋を三輪途道の個展、もう一部屋を盲学校の生徒たちのグループ展という形にすることにし、有料のパスポートの提示なしに、無料で入場できることに決定。

三輪途道による作品制作も並行して進められ、沈黙の少女という3体のほぼ等身大の人物像が作成される。

また、群馬県の令和5年度ぐんま芸術文化創造補助金（ボーダーレスな地域創造）による、「みんなとつながる上毛かるた」の作成も開始。

チラシの作成、中之条ビエンナーレ実行委員会作成のリーフレットやガイドブックへの掲載の準備を6月より開始。

「ミルキアソブー三輪途道・群馬県立盲学校の生徒たちによる触れる彫刻展」というタイトルに決定。元盲学校校長で美術教師の多胡宏氏を通じて、群馬県立盲学校の生徒たちの作品の選定・借り受けの準備や、盲学校での美術教育の歴史や意味などについての動画をやはり6月から作成。同時期にビエンナーレ実行委員会とメノキ役員によって、会期中のボランティアの監視員の確保と日程調整。また台座などの作成と会場の展示用壁面などの施工を中之条ビエンナーレスタッフの西岳拓貴氏に依頼。8月中旬より西岳氏によって、会場の施工が行われ、9月初旬に盲学校から生徒たちの作品を借り受け、三輪途道の作品と合わせ、

中之条ビエンナーレのスタッフによるトラック運搬によって搬入、設置作業を完了。

また、ボランティアスタッフである監視員たちに、会期中の視覚障害者のアテンドや晴眼者への説明、会場のオペレーションなどについてオリエンテーションを行った。

会期開始後、平日は1日に200名程度、土日は各400名程度の入場者が入ることが分かり、昼食と午後にそれぞれ1時間ずつ休憩を取れるように、人員配置の調整や、展示会場内での説明の担当などを再度調整。

会期終了後、すぐに撤収作業を行い、会場の現場復帰、10月中旬、実行委員会によるトラック運搬によって、作品を搬出し終了。

交流イベントに向けてのワークショップ

- (1) 時期：2023年8月11日
- (2) 場所：群馬県立点字図書館
- (3) 参加者：30名（視覚障害者・家族・一般来館者）
- (4) 内容：演奏会用の鈴や簡単な打楽器等の制作・参加型演奏会

期日は予定通り、場所は群馬県立点字図書館を含む、群馬県社会福祉総合センターの大ホールにて実施。点字図書館を中心とした視覚障害者のためのネットワーク、まゆだまネットによる、視覚障害者について知ってもらおうイベント、まゆだまネットフェスタの中で、後述の中之条ビエンナーレと繋ぐ一連のイベントとして、「アートピクニック・ミルキクアソブ星筐」として開催された。11時と13時の2回に分け、21名、17名の参加者を得た。視覚障害者・晴眼者・知的障害者が一堂に会してのワークショップになった。ワークショップの内容は変更があり、楽器（音具）の制作をゼロからやるのは時間が十分ではなかったため、ある程度作っておいて、楽器の選定と調整をすることとした。音楽家たちの指導によって、さまざまな楽曲に合わせてさまざまな鳴らし方でリズムを取ることに重点をおき、最後は音楽家たちと一緒に一曲を演奏した。

メノキでのチラシの郵送や群馬県立点字図書館の協力で、群馬県内の視覚障害者へチラシや音声CD、SNSなどで発信もあり、また、三輪の作成した、視覚障害者と晴眼者が一緒に遊べる「みんなとつながる上毛かるた」の展示もまゆだまネットフェスタ内であることが事前に地元紙に掲載され、視覚障害者をはじめ、多くの参加者が得られた。視覚障害者と晴眼者が一緒に演奏を模索することで、リズムを合わせることの気持ちよさ、触覚から伝わる振動の気持ちよさ、また、音楽を通じてのコミュニケーションや、みえない人にどう指示を伝えるかなどの学びが得られた。

5月から、点字図書館と会場の選定を協議し、音楽家たちに下見をしてもらい、最終的に大ホールで行うことを決定。

6月から、参加者が演奏に使う音具についての打ち合わせ、材料調達を始める。音楽家間で楽曲の選定や WS の内容の打ち合わせ、また、視覚障害者に音具に触れてリズムを触覚から感じることや体の振動で音に触れることを通じて、音楽の喜びを感じてもらうことをメノキ側と確認。また、参加者の予約をファックス・電話・メール・グーグルフォームにて受付を開始。7月から、音具の作成を開始。音楽家の側では、楽曲の編曲が開始。8月10日に、楽器の搬入とリハーサルを会場で行う。8月11日、スタッフと会場内の動線確保やアテンドのための打ち合わせ、音具の調整のやり方などをスタッフに指導。ワークショップ開始直前、視覚障害者へのアテンドと音具を選んでもらい、会場へ誘導する。ワークショップでは、音楽家伊勢友一氏の指導の元、楽しんで、リズムを取ることを学んでいただいた。終了後、中之条ビエンナーレで使うための音素材を録音し、その日のうちに楽器などを撤収し、現場復帰。

東野珠実演奏会

- (1) 時期：2023年8月19日14:00~16:00
- (2) 場所：群馬県社会福祉総合センター
- (3) 参加者：50名（視覚障害者・家族・一般見学者）
- (4) 内容：演奏会

日程を変更し、同上の8月11日のワークショップと合わせて、ワークショップの後で、まゆだまネットフェスタ内で、後述の中之条ビエンナーレと繋ぐ一連のイベントとして、「アートピクニック・ミルクアソブ星筐」として参加型演奏会の形で行われた。午後3時~4時で、場所は、群馬県社会福祉総合センターの大ホール、参加者は、視覚障害者・晴眼者を合わせ、110名を得た。ワークショップ内で練習した曲を全員で、数曲披露し、絵本「みえなくなったちょうこくか」の東野珠実氏の作曲による、朗読用音楽の初演と朗読が絵本のプロジェクターでの投影と一緒に行われた。この曲では、音具だけでなく、歌でも参加できるように演奏会の中でもワークショップが行われ、多角的な音楽への参加の仕方が提示された。

メノキでのチラシの郵送や群馬県立点字図書館の協力で、群馬県内の視覚障害者へチラシや音声CD、SNSなどで発信もあり、また、三輪の作成した、視覚障害者と晴眼者が一緒に遊べる「みんなとつながる上毛かるた」の展示もまゆだまネットフェスタ内であることが事前に地元紙に掲載され、視覚障害者をはじめ、多くの参加者が得られた。三輪自身が視覚を失う中で、どのように芸術と向き合い、生きる力を得たかをテーマにした絵本の朗読とそれに付けられた音楽に参加することで、視覚障害者にとっての芸術の持つ力や意味を、多くの方に感じていただくことができた。

5月から、点字図書館と会場の選定を協議し、音楽家たちに下見をしてもらい、最終的に大ホールで行うことを決定。

ワークショップの準備と並行して、音楽家チームのリーダーである東野珠実氏によって、絵本「みえなくなったちょうこくか」の作曲が開始。6月に、ワークショップと演奏会、また中之条ビエンナーレでの交流イベントをどのような形で繋げるかを都内で協議。なるべく参加者が参加しやすく、またワークショップの成果がすぐに活かせるように、ワークショップと演奏会を同日に行うことにし、演奏会も参加型のものに変更。また、参加者の予約をファックス・電話・メール・グーグルフォームにて受付を開始。7月に楽器や演奏曲の確定。8月10日に、楽器の搬入とリハーサルを会場で行う。8月11日、ワークショップ終了後、スタッフと大人数になる演奏会での会場内の動線確保やアテンドのための打ち合わせ、演奏会では、東野氏の笙の楽器の説明や伊勢氏のリズムの説明も再び行われ、絵本の朗読曲の参加のための歌の練習も行われた。練習の過程も含みつつ、視覚障害者と晴眼者と音楽家が一緒に作る演奏会として、音具や歌や体の動きも含め、多角的な参加の形が提示された。

終了後、中之条ビエンナーレで使うための音素材を録音し、その日のうちに楽器などを撤収し、現場復帰。

時期は、9月17日・18日、の2日間に変更、「アートピクニック・ミルキクアソブ星筐（ほしがたみ）」として、場所は、中之条ツインプラザ交流ホールで行われた。17日は9月17日「ミルキクアソブ 星筐」ワークショップとして1時半～2時半、3時～4時の2回、18日は、「ミルキクアソブ 星筐」コンサートとして1時半～3時で開催。17日は2回合わせて77名（うち、視覚障害者・知的障害者・健常者を含む）、18日は101名（視覚障害者・晴眼者を含む）の参加者を得た。内容は、17日は、立体音響と、振動するオブジェによる美術と音楽の融合空間を二人1組で、一人がアイマスクをして一人がアテンドをするという形式で体感するワークショップ、18日は、立体音響と振動するオブジェを使った演奏会（一部参加型）として行われた。また、両日とも a.のバスツアーを開催、触れる彫刻展の鑑賞も含めて、視覚障害者の方にアテンドの方と一緒に、高崎駅・新前橋駅から中之条ビエンナーレ会場まで、全盲の彫刻家の三輪と、同じく全盲の高橋美奈氏がバスガイドを務める形で、ツアーが行われた。b.の東野珠実氏の演奏は、17日・18日ともに、独奏での笙の演奏だけでなく、打楽器の伊勢友一氏や、立体音響技術のアークスモニウムの研究・演奏家である檜垣智也氏、コンピュータープログラムによる演奏家の矢坂健司氏らによる多様な演奏形態により、さまざまな新しい音楽体験が提供された。

中之条ビエンナーレは今回第9回となり、知名度も年々高まっていたが、今年はコロナ禍の収束も相まって、総来場者数（総会場延べ）も48万人と過去最大となった。そして、メノキでのチラシの郵送や、群馬県立点字図書館の協力で、群馬県内の視覚障害者へチラシや音声CDの配布や、SNSなどでの発信もあり、多くの視覚障害者の参加も得られた。また、東野氏の演奏会などで、独自のチラシの配布も行い、音楽愛好家へ向けても広

報活動を行った。東野氏をはじめ、新しい技術を使った音楽体験を提供できる音楽家たちによって、聴覚だけでなく、触覚や、多くのスピーカーによる 360 度方位で体感する音楽体験、また美術作品を振動させることで美術と音楽を融合させる新しい手法などによって、芸術の新しい価値の創造ができた。また、まゆだまネットフェスタからの連続したイベントとして、視覚障害者の方たちの中でも認知度が高まり、さまざまなネットワークに繋がったことで、多くの方に参加していただくことができた。また、バスツアーを行ったことにより、障害者にとっての交通の課題に応えることができた。また、土日でのイベントは、介助を頼みにくいという問題があることの学びがあった。

中之条ビエンナーレでの演奏会に向け、中之条ビエンナーレ実行委員会と音楽家東野珠実氏と演奏会場の選定や、入場のシステムについて、5 月より中之条の会場予定地の下見をしながら協議、会場を中之条ツインプラザに決定。また、同時期より音楽家東野珠実氏と協議しながらどのような演奏形態・また障害者の参加をどのように設計するかの可能性を探る。6 月におおよそのプランが決まり、出演者への交渉、楽曲の選定、作曲・編曲・プログラミングの依頼などを開始。アートピクニックという名称で、まゆだまネットフェスタと中之条ビエンナーレを繋ぐイベントとして全体を構想し、その中にバスツアーも位置付けることになった。作曲・編曲・プログラミングに続いて、音楽と美術を融合させる象徴として、三輪途道の作品である猫だるま内部に振動型スピーカーを仕込み、作品全体を振動させるオブジェクトを制作することが発案され、楽曲と同期するためのプログラミングとオブジェクトの制作をサウンドプログラマーの矢坂氏に依頼。また、多数のスピーカーを使用するアークスモニウムの設置のために人員が必要となるため、檜垣氏が教える東海大学のゼミ生たちにアシスタントとして参加してもらう事とし、中之条ビエンナーレ事務局と協議して、その学生たちを、中之条ビエンナーレのボランティア組織・ナカミーゴに登録してもらい、ビエンナーレ正規のスタッフとして採用し、他団体やボランティアたちとの交流もできるような形にする。7 月により、10 名を越える音楽チームのスタッフの交通や宿泊の手配なども開始。8 月に入り、檜垣氏・矢坂氏とツインプラザを下見し、音響空間の設計や照明などの技術的な課題を現地で検討。まゆだまネットフェスタでのワークショップ・演奏会の後、群馬県の竹で作った音具などの音素材を、マルチチャンネルで収録。檜垣氏により、アークスモニウムの楽曲として作成してもらう。また、2 日間のイベントとし、1 日目をアイマスクをした人とそれをアテンドする人（晴眼者の場合。視覚障害者は元からその組み合わせになっている）の二人 1 組として、回遊型の音響空間体験ワークショップとミニコンサートという形式とし、2 日目を参加型の楽曲を取り入れたコンサート形式とすることに決定。9 月 16 日よりスタッフ全員で現地入り、音響空間の設置や調整、各音楽家の配置・調整、楽曲のリハーサルを中之条ツインプラザにて行う。また、学生スタッフはそれらの設置作業や音響空間を作る機材などの運搬をしながら、実地での研修を受ける。17 日、会場スタッフと、動線・安全の確認、参加者への二人 1 組形式で安全に歩くためのオリエンテーシ

ョンのために、レクチャー、質疑応答などをし、開場前に扉の外で参加者に集合してもらい、オリエンテーション。会場内の楽器屋機材などにぶつからないように配慮しながら誘導。会場内には、演奏スペースのほか、三輪の彫刻作品が数点置かれ、それに自由に触れるようにした。一回目は予想をかなり上回る 50 人近い参加者がいたので、なかなか説明が伝わらなかつたりしたが、次第に参加者も内容を理解して、最終的には会場内を回遊するようになった。回遊している途中で、学生スタッフにより、楽曲と同期しながら振動する猫だるまを台座に乗せたものが会場内に運び込まれ、その振動に触りながらと楽曲の同期を楽しんでもらう。その後、参加者に好きな位置に腰を下ろしてもらったり、椅子が必要な人には椅子を出し、定位置に落ち着いてもらって、ミニコンサートへと移行。笙の独奏や音楽家が会場を歩きながら演奏するスタイルで、全身で音楽を感じる空間を演出した。二回目は比較的余裕のある人数で、一回目のような停滞はなく、スムーズに行えた。18日は、会場に椅子と畳を設置し、一方向に向かって座ってもらう形式で、演奏会としての演出ではあったが、参加者を取り囲むように設置された多数のスピーカーや、前日と同じように観客席の中に入り込んで演奏することで、回遊型で体験できたような、全身で全方位から音に包まれる体験を多人数の中でも再現した。また、三輪の彫刻作品と猫だるまの振動オブジェをステージ奥に設置し、開演前や休憩中に触れてもらうようにし、触覚と音を繋ぐことで、美術・音楽を融合する体験をここでも意識してもらうように演出した。楽曲は、音響空間を効果的に活かすための、現代音楽の実験的な楽曲を中心に、絵本「みえなくなったちょうこくか」の朗読音楽は、まゆだまネットフェスタで使われた音具を再び参加者に配布して、学生スタッフのリードで歌と音具で、参加者たちも一緒に演奏する形式がとられた。全曲が終了後、アンコールで、坂本龍一が東日本大震災の際に作曲した「絆」が演奏された。その日のうちに機材、楽器などを撤収し、ホールを現場復帰して終了

日程を変更して、2023年10月30日10時～12時に、視覚障害者と晴眼者の為の芸術活動環境創造プロジェクト実行委員会の構成員である株式会社ヤマトの会議室において、実行委員会会議を開催。群馬大学教育学部美術講座、株式会社ヤマト、株式会社朝日印刷工業、株式会社ジンズ、中之条ビエンナーレ実行委員会、前橋市立アーツ前橋、富岡市立美術博物館、群馬県立近代美術館、群馬県立館林美術館、群馬県障害者芸術支援センター・コファン、一般社団法人メノキから委員が参加し、計20名で会議が持たれ、今回の事業についての成果の検討と意見交換が行われた。

視覚障害者と晴眼者のための芸術活動環境創造プロジェクト実行委員会は、すでに3年近く運営されてきており、群馬内の企業や教育機関・美術館にも積極的に参加を呼びかけてきた。次第に構成メンバーも増え、地域における視覚障害者を中心とした障害芸術の新たな文化的価値の創造や、地域としてそれらをどのように支えていくかについて、様々な事

業を通して意見交換し実質的な提案や議論がなされ、問題意識が共有されている。今回の事業についても、委員会のメンバーの大半が様々な形で深く関わっており、事業の意義や到達目標、問題点などについて深く考察できる状況にあったため、視覚障害者による芸術文化の創造と受容、またそれらを継続的に支えていくことの重要性を確認した。

会議の中で、中之条ビエンナーレ実行委員会から、触れる彫刻展を中心に事業全体の概観が報告され、メノキからはアートピクニックを中心にした報告がなされた。各委員から以下のような意見が出された。

当初の予想を遥かに超えた入場者に驚き、対応に追われた。様々な世代が参加する中で、触れる彫刻展やみんなとつながる上毛かるたが、世代を越えて対話するためのコミュニケーションツールとして機能していた。より多くの視覚障害者の方に興味を持っていただけるように今後の展開を考えていきたい。

美術教員を目指す学生がボランティアスタッフとしても多く参加し、触覚や様々な感覚を開いていく体験を参加者とともにできたことが多くな学びにつながっているように感じた。一方で非常に大勢のスタッフに関わることになり、その運営管理に苦労があり、多くの方の協力・ご支援で形になったことを感謝したい。

音楽とアートを結びつけ、障害者と健常者がその体験を共有するような機会はなかなかなく、非常に貴重な体験になったと思う。多くの反響があり、中之条ビエンナーレ自体もこのような形で多様な参加者が増えることは地域にとっても素晴らしい。今後も協力していきたい。

美術と音楽を一緒に、障害のあるなしに関わらず体験できる場を提供できたことに大きな手応えを感じた。

視覚障害者への情報発信にはまだ課題が残る。おそらく、今回のイベントに参加しなかった方は他にも多くいたのではないか。点字図書館だけでなく、もっと様々なネットワークを使って、視覚障害者に呼びかけることもできるので、情報技術や多様な団体を駆使してもっと情報発信を拡大していける可能性もある。

障害者の問題を勉強するというのではなく、ともに音楽を聴いたり、美術を鑑賞したりすることで、一緒に楽しめる体験として取り組めたのが良かった。このような気軽に参加できる場面をもっと増やしていけると良い。

バスツアーに参加したが、乗り場がわかりにくかった。バスの中でのガイドのトークが良かった。回遊型ワークショップについては一回目が人数が多すぎて、アイマスクをつけて体験することがあまり効果的ではなかったように思えた。猫ダルマの振動するオブジェが楽しめた。

ワークショップ・演奏会での音楽家の藤野氏の振興が非常に素晴らしかった。視覚障害者と健常者が垣根を越えて多くの人が繋がった感覚があった。展示については全体像が掴みにくいところがあった。

全体の参加者数の多さに驚いた。視覚障害者の方も非常に大勢参加していた印象をもった。

海外からの参加者の方から、非常に深い視点からの質問があったりして驚かされた。

たくさんの展示スペースがあり、鑑賞の時間配分が難しいと感じた。上毛かるたの体験では、アイマスクをして触ることで、作品の感じ方が全く変わるという新しい体験を楽しんでできた。

音楽イベントの気軽さが魅力であった。視覚障害者の世界を知ることが、世界が広がるような体験で、美術の持つ力を感じた。当美術館のボランティアスタッフが関わったことでネットワークが広がった。

視覚障害の方と一緒に鑑賞する機会が持てたのがよかった。盲学校生徒作品の展示で、校長であり美術教師であった多胡氏のビデオが流れていて、視覚障害者への美術教育のことを知れたのがよかった。

音楽イベントの会場が少し寒かった。信頼できる者同士でのアテンド体験はよかったが、知らない人同士でうまくいったのが気になった。

アイマスクをして作品を触ったことがなかったので衝撃的な体験だった。振動する猫だるまの形が触覚だけではわからなかった。作品の形を、手で見ることと、目で見るとの違いを知ることができた。美術館で触覚を通じて鑑賞することは、今までの視覚中心の美術館の展示と作品保護の観点からは矛盾が生じる部分もあるが挑戦する意味を感じることができた。

今回は主催者側だったが、鑑賞者側になりたかった。まゆだまネットフェスタから太田から学生が引き続いて参加してくれた。また群馬高専の弱視の学生の参加もあり、若い世代とのネットワークの必要性も感じた。

障害者の芸術活動のための人材育成の現場としての可能性を感じた。そのための職業としてのインクルーシブアートコーディネーターの資格設立などが今後必要になってくるのではないか。

1. 第9回国際現代芸術祭「中之条ビエンナーレ」に参加・作品展示を達成。見学者 8,941名、アンケート回収 540枚を得た。満足度は90%。

2. 交流イベントに向けてのワークショップ

ワークショップ・参加型演奏会では、参加家族・一般来館者合わせて延べ148名の参加者を数えた。参加者の満足度は100%であった。

3. 交流イベント『美術と音楽の融合・視覚障害者と晴眼者による参加体験型演奏会』

参加者数は、演奏会だけで2日間で178名、1ヶ月間の展覧会への見学者を含めると9,111名を数えた。満足度は94%であった。

4. 「視覚障害者と晴眼者のための芸術活動環境創造プロジェクト」の開催

当団体を中心に組織した大学・企業等の関係者及び専門家(20人)で開催され、本事業の振り返りと評価、継続的な展開について議論された。また、障害者の芸術の現場におけるサポートや鑑賞補助、そのための人材育成や将来的な職業制度の創出などについても話し合われた。

新たな価値と体験の創造に関して、参加者アンケートの満足度や、寄せられたメッセージを見る限り、概ねポジティブな評価を得たように思われ、目標を達成したと考える。

ネットワークの構築に関しては、関係団体が拡充し、障害の垣根を越えた連携が始まった。また、関係団体が増え、それらを起点に広報の規模も広がったことで、当初の予想を遥かに上回る動員に繋がった。

一方で、ツアーや会場での誘導や声掛け、鑑賞補助などへの評価が非常に高く、数だけではなく、質的な人と人との結びつきがネットワーク構築には重要になることが示唆された。目標は達成できたものとする。

6. みんなとつながる上毛かるたの制作

2023年春～夏にかけて、群馬県から「ぐんま芸術文化創造事業補助金」を受けて、メノキ代表であり、彫刻家で視覚障害当事者の三輪途道が中心となって、見える人・見えない人・見えにくい人が一緒に遊ぶことができる共生社会のための「みんなとつながる上毛かるた」を木彫作品として制作、その複製版を制作し、群馬県内の教育機関での普及に取り組んだ。

決 算 報 告 書

第 2 期

自 令和 4年11月 1日

至 令和 5年10月31日

一般社団法人 メノキ

群馬県甘楽郡下仁田町大字東野牧2635番地1

貸借対照表

一般社団法人 メノキ

(単位：円) 令和 5年10月31日 現在

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,145,018	買掛金	149,600
未収入金	500,000	未払費用	2,811,396
仮払金	1,430,000	未払法人税等	71,400
流動資産合計	6,075,018	預り金	1,021
固定資産		流動負債合計	3,033,417
投資その他の資産		固定負債	
出資金	10,000	理事借入金	3,343,934
投資その他の資産合計	10,000	固定負債合計	3,343,934
固定資産合計	10,000	負債合計	6,377,351
		純資産の部	
		株主資本	
		利益剰余金	
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	△292,333
		(うち当期純利益)	△199,623
		その他利益剰余金合計	△292,333
		利益剰余金合計	△292,333
		株主資本合計	△292,333
		純資産合計	△292,333
資産合計	6,085,018	負債純資産合計	6,085,018

損益計算書

一般社団法人 メノキ

自 令和 4年11月 1日
(単位：円) 至 令和 5年10月31日

科 目	金 額	
売上高		13,947,502
製版売上	1,367,502	
助成金収入	11,580,000	
賞金収入	1,000,000	
売上原価		9,694,540
製作費	838,910	
外注費	8,855,630	
合計	9,694,540	
売上総利益		4,252,962
販売費及び一般管理費		4,381,414
営業利益		△128,452
営業外収益		229
受取利息	29	
受取配当金	200	
経常利益		△128,223
税引前当期純利益		△128,223
法人税、住民税及び事業税		71,400
当期純利益		△199,623

販売費及び一般管理費

一般社団法人 メノキ

自 令和 4年11月 1日
至 令和 5年10月31日

科 目	金 額	
広告宣伝費	1,093,250	
理事報酬	1,900,000	
接待交際費	279,695	
通信費	145,022	
消耗品費	3,256	
租税公課	643	
支払手数料	55,000	
事務用品費	376,964	
旅費交通費	498,672	
雑費	28,912	
販売費及び一般管理費合計		4,381,414

株主資本等変動計算書

一般社団法人 メノキ

自 令和 4年11月 1日
至 令和 5年10月31日
(単位：円)

科 目	金 額
株主資本	
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	△92,710
当期変動額	
当期純利益	△199,623
当期変動額合計	△199,623
当期末残高	△292,333
その他利益剰余金合計	
当期首残高	△92,710
当期変動額	
当期純利益	△199,623
当期変動額合計	△199,623
当期末残高	△292,333
利益剰余金合計	
当期首残高	△92,710
当期変動額	
当期純利益	△199,623
当期変動額合計	△199,623
当期末残高	△292,333
株主資本合計	
当期首残高	△92,710
当期変動額	
当期純利益	△199,623
当期変動額合計	△199,623
当期末残高	△292,333
純資産合計	
当期首残高	△92,710
当期変動額	
当期純利益	△199,623
当期変動額合計	△199,623
当期末残高	△292,333

注記表

自 令和 4年11月 1日
至 令和 5年10月31日

一般社団法人 メノキ

重要な会計方針に係る事項に関する注記

収益及び費用の計上基準

収益については実現主義、費用については発生主義による。

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税込方式で計上している。

借 入 先			期 末 現 在 高 円	期 中 の 支 払 利 子 額 円	利 率 %	担 保 の 内 容 (物件の種類、数量、所在地等)
名称(氏名)	所在地(住所)	法人・代表 者との関係				
三輪三千代			3,343,934			役員借入金
計			3,343,934	0		

(注) 1. 借入先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 2. 借入先が「役員、株主又は関係会社」のものについては、期末現在高が50万円未満であっても全て各別に記入してください。
 また、「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額(未払利子を含みます。)が3万円以上」のものについては、各別に記入してください。
 3. 上記1により記載すべき口数が100口を超える場合には、次の①又は②の方法により記入しても差し支えありません。
 ① 期末現在高の多額なものから100口についてのみ記入(この場合、100口目には50万円未満のものも含む残額全てを一括して記入)
 なお、「借入先が役員、株主又は関係会社のもの」又は「期末現在高がないものであっても期中の支払利子額(未払利子を含みます。)が3万円以上のもの」がある場合には、当該事項も含めて100口となるように記入してください。
 ② 期末現在高を自社の支店又は事業所別等で記入(支店又は事業所等の名称を「名称(氏名)」欄に記入するとともに、「期末現在高」欄及び「期中の支払利子額」欄にその支店又は事業所等の合計金額(50万円未満のものも含む合計金額)を記入)
 4. 「利率」欄には、同一の借入先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における支払利子の利率を記入してください。
 5. 外国法人又は非居住者から借り入れたものについては、「所在地(住所)」欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

役員給与等の内訳										
役職名	氏名	代表者との関係	常勤・非常勤の別	役員給与計	左の内訳				退職給与	
					使用人職務分	使用人職務分以外				
担当業務	住所			円	円	定期同額給与 円	事前確定届出給与 円	業績連動給与 円	その他 円	円
理事長	三輪 三千代		常	500,000		500,000				
理事	立木 寛子		常	400,000		400,000				
理事	福西 敏宏		常	500,000		500,000				
理事	富澤 隆夫		常	500,000		500,000				
			非							
			常							
			非							
			常							
			非							
			常							
			非							
			常							
			非							
			常							
			非							
計				1,900,000	0	1,900,000	0	0	0	0

人件費の内訳		
区分	総額	総額のうち代表者及びその家族分
	円	円
役員給与	1,900,000	500,000
従業員		
給与手当		
賃金手当		
計	1,900,000	500,000

- (注) 1. 役員給与等の内訳の記載に当たっては、最上段には代表者分を記入してください（他の役員についての記入順は任意）。
 2. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する給与の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
 3. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
 4. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
 5. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭又は確定した数の株式若しくは新株予約権若しくは確定した額の金銭債権に係る法人税法第54条第1項に規定する特定譲渡制限付株式若しくは同法第54条の2第1項に規定する特定新株予約権を交付する旨の定めに基づいて支給する同法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
 6. 「使用人職務分以外」の「業績連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
 7. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記4. 5. 6以外の給与の金額を記入してください。
 8. 「従業員」の「給与手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工員等の賃金等製造原価（又は売上原価）に算入されるものを記入してください。

受付印 令和 5 年 12 月 31 日 法人番号 此の申告の基礎 申告年月日
群馬県高崎行政県税事務所長 殿
所在地 3702624 群馬県甘楽郡下仁田町大字東野牧 2 6 3 5 番地 1 (電話 090-9014-4214)
事業種目 書籍、印刷物の企画、製作、管理
(ふりがな) メノキ
法人名 一般社団法人 メノキ
(ふりがな) ミワ ミチヨ (ふりがな) 三輪 三千代 経理責任者名

令和 4 年 11 月 1 日から令和 5 年 10 月 31 日までの事業年度又は通商 道府県民税 連結事業年度分 の 確定 申告書

(事業税)

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率(100), 税額. Rows include: 所得金額総額 (128220), 年400万円以下の金額 (3.5000), 年400万円を超え年800万円以下の金額 (5.3000), 年800万円を超える金額 (7.0000), 付加価値額総額, 資本金等の額総額, 収入金額総額, 合計事業税額 (0).

(特別法人事業税)

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率(100), 税額. Rows include: 所得割に係る額 (37.0), 特別法人事業税額 (0), 合計特別法人事業税額 (0), 特別区分の課税標準額 (0), 市町村分の課税標準額 (0).

Table with columns: 所得金額の計算の内訳, 法人税の明細書, 決算確定の日, 解散の日, 申告期限の延長の処分(承認)の有無, 法人税の申告書の種類, 製票の中間申告の要否, 還付請求中間納付額.

(道府県民税)

関与税理士名

清水 耕児

(電話 090-90015-3170)

欠損金額等及び災害損失金の
控除明細書(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

事業年度	令和 4・11・1 令和 5・10・31	法人名	一般社団法人 メノキ
------	-------------------------	-----	------------

第六号様式別表九

控除前所得金額 第6号様式⑧ - (別表10⑨又は⑩)	①	円 △128,220	損金算入限度額 ① × $\frac{50 \text{又は} 100}{100}$	②	円 △128,220
--------------------------------	---	---------------	---	---	---------------

事業年度	区分	控除未済欠損金額等又は 控除未済災害損失金③	当期控除額④ <small>(当該事業年度の③と②-当該事業年度前の④の合計額のうち少ない金額)</small>	翌期繰越額⑤ <small>(③-④)又は別表11⑰)</small>
・ ・	欠損金額等・災害損失金	円	円	
令和 3・11・15 令和 4・10・31	欠損金額等・災害損失金	27,310		円 27,310
・ ・	欠損金額等・災害損失金			
計		27,310		27,310
当期分	欠損金額等・災害損失金	128,220		
	同上のうち 災害損失金			円
	青色欠損金	128,220		128,220
合計				155,530

災害により生じた損失の額の計算

災害の種類		災害のやんだ日又はやむを得ない事情のやんだ日	・ ・
当期の欠損金額⑥	円	差引災害により生じた損失の額(⑦-⑧)⑨	円
災害により生じた損失の額⑦		繰越控除の対象となる損失の額(⑥と⑨のうち少ない金額)⑩	
保険金又は損害賠償金等の額⑧			

令和4年度 活動計算書

令和4年11月1日から令和5年10月31日まで

一般社団法人 メノキ
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
会員受取会費		2,600,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		0
3. 受取助成金等		
受取助成金		11,580,000
4. 事業収益		
書籍製版販売収益		1,367,502
5. その他収益		
受取利息		29
受取配当金		200
雑収入		1,000,000
経常収益計		16,547,731
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	1,900,000	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	1,900,000	
(2) その他経費		
製作費	838,910	
外注費	8,855,630	
広告宣伝費	1,093,250	
事務用品費	376,964	
消耗品費	3,256	
租税公課	643	
接待交際費	279,695	
旅費交通費	498,672	
通信費	145,022	
支払手数料	55,000	
会議費	0	
諸会費	0	
雑費	28,912	
その他経費計	12,175,954	
事業費計		14,075,954
2. 管理費		
(1) 人件費		
給料手当	152,500	
法定福利費	0	
福利厚生費	0	
人件費計	152,500	
(2) その他経費		
製作費	0	
外注費	0	
広告宣伝費	16,060	
運賃	0	
事務用品費	0	
消耗品費	0	
租税公課	10,000	
接待交際費	0	
旅費交通費	0	
通信費	0	
支払手数料	0	
会議費	0	
諸会費	0	
雑費	300	
支払利息	0	
その他経費計	26,360	
管理費計		178,860
経常費用計		14,254,814
当期経常増減額		2,292,917
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 固定資産廃棄損	0	
経常外費用計		0
V 税引前当期正味財産増減額		2,292,917
法人税、住民税及び事業税		71,400
当期正味財産増減額		2,221,517
前期繰越正味財産額		711,024
次期繰越正味財産額		2,932,541

令和4年度 貸借対照表

令和5年10月31日現在

一般社団法人 メノキ
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	419,898	
普通預金	4,106,060	
立替金	0	
棚卸資産	0	
未収入金	500,000	
仮払金	1,430,000	
流動資産合計		6,455,958
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物	0	
建物附属設備	0	
構築物	0	
機械装置	0	
車両運搬具	0	
工具器具備品	0	
土地	0	
有形固定資産計	0	
(2) 投資その他の資産		
出資金	10,000	
投資その他の資産計	10,000	
固定資産合計		10,000
資産合計		6,465,958
II 負債の部		
1. 流動負債		
買掛金	149,600	
未払費用	2,811,396	
預り金	1,021	
法人税等充当金	71,400	
流動負債合計		3,033,417
2. 固定負債		
理事借入金	500,000	
固定負債合計		500,000
負債合計		3,533,417
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		711,024
当期正味財産増減額		2,221,517
正味財産合計		2,932,541
負債及び正味財産合計		6,465,958